(総務委員会)

国 家 公 務 員 \mathcal{O} 配 偶 者 同 行 休 業 に 関 す る 法 律 案 へ 閣 法 第一〇号) (衆議 院 送付) 要旨

本 法 律 案 は 平 成二十 五. 年 八 月 八 日 \mathcal{O} 人 事 院 \mathcal{O} 意 見 \mathcal{O} 申 出 に 鑑 み、 外 玉 で 勤 務 等 をす る 配 偶 者 と 生 活 を 共

に することを 希 望 す る 有 為 な 玉 家 公 務 員 \mathcal{O} 継 続 的 な 勤 務 を 促 進 す る た \otimes 般 職 \mathcal{O} 玉 家 公 務 員 に 0 1 て 配 偶

者 同 行 休 業 \mathcal{O} 制 度 を 設 け ようとす る ŧ \mathcal{O} で あ ý, そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 0) لح お り で あ る

 \mathcal{O} 配 偶 者 <u>ځ</u> 当 該 住 所 又 は 居 所 に お 1 7 生 活 を 共 に す る た 8 \mathcal{O} 休 業 لح L て、 配 偶 者 同 行 休 業 \mathcal{O} 制 度 を 設 け

る。

職

員

が

外

玉

で

 \mathcal{O}

勤

務

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

人

事

院

規

則

で

定

 \Diamond

る

事

由

に

ょ

ŋ

外

玉

に

住

所

又

は

居

所

を

定

め

て

滯

在

す

る

そ

任 命 権 者 は 職 員 が 配 偶 者 同 行 休 業を 請 求し た 場 合に お ١ ر て、 公 務 0) 運 営 に 支 障 が な 1 と認 8 ると き は

当 該 請 求 を L た 職 員 \mathcal{O} 勤 務 成 績 等 を考り 慮 L た上で、 三年を超 え な 1 範 囲 内 \mathcal{O} 期 間 12 限 り、 配 偶 者 同 行 休 業

をすることを承認することができる。

 \equiv 防 衛 省 \mathcal{O} 職 員 に 0 1 て 準 用 規 定 を設 け る。

四、 この 法 律 は、 公 布 0) 日 か 5 起 算 して三月を超えない 範 囲 内 に お į, て政令で定め る 目 カ ら施行する。